済生会福島総合病院《物品購入等》条件付一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1条　この要領は、済生会福島総合病院が発注する印刷物の製造、食料品・物品等の買入れ、業務委託、修理等（以下「物品購入等」 という。）について、条件付一般競争入札を実施するに当たり、「工事、物品購入、業務委託、修理等処理規程（平成27年4月1日施行）」第6条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（対象案件）

第2条　対象案件は、済生会福島総合病院が発注する物品購入等のうち1件の予定価格が業務委託、印刷物の製造、食料品・物品の買入れ、物品の修繕にあっては3，000万円、建築技術・サービス（建築設計、工事監理の業務）にあっては2億円を超えるものとする。ただし、WTO 案件及び随意契約により契約を締結するものを除くものとする。

（入札参加資格）

第3条　条件付一般競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は次のとおりとする。

(1)　福島県の「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 60 年 4 月 1 日制定。以下「要綱」という。）」第 5 条に規定する物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」いう。）第 167 条の 4 第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、要綱第 9 条の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項に定める者でないこと。

２入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

(1)　本店又は営業所等の所在地に関すること。

(2)　当該物品購入等と同種の納入実績に関すること。

(3)　その他必要な事項

（入札の公告）

第4条　院長は、次に掲げる事項について、済生会福島総合病院のホームページ及び新聞に掲載する方法により公告するものとする。

(1)　条件付一般競争入札に付する事項

(2)　契約条項を示す場所及び期間

(3)　入札に参加する者に必要な資格

(4)　入札書等の提出方法及び提出期限

(5)　入札執行の場所及び日時

(6)　入札参加資格を有することの確認に関する事項
(7)　入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
(8)　その他必要な事項

（入札説明書等の周知）
第5条　契約権者（以下「院長」という。）は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を入札公告に示した方法により周知するものとする。
2　入札説明書等に対する質問は、「条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（第1号様式）」（以下「質問書」という。）により、院長が受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して5日間（休日を除く。）とするものとする。
3　院 長 は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を「条件付一般競争入札説明書等に関する回答書（第2号様式）」（以下「回答書」という。）に記載し、済生会福島総合病院ホームページに掲載する方法により周知するものとする。

（入札参加資格の確認）
第6条　条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）　は、「条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）」（以下「資格確認申請書」　という。）を公告に示す期日までに院長へ提出しなければならない。
2　院長は、入札参加希望者の参加資格について審査し、参加資格の有無を「条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）」により通知するものとする。
3　入札参加希望者は、仕様書に示す想定品以外の物品で仕様を満たすものとして、入札参加を希望する場合は、資格確認申請書提出期限までに院長へ「提案協議書（第5号様式）」にカタログ等を添付して持参、郵送又はファクシミリで提出し、仕様を満たしていることの確認を受けるものとする。

（無資格者への理由説明）
第7条　入札参加資格がないと通知された者は、前条の通知を受けた日から起算して2日以内（休日を除く。）に、書面をもって院長に説明を求めることができる。
2　院 長 は、前項の規定による説明を求められた日から起算して2日以内（休日を除　く。）に書面をもって回答するものとする。

（入札保証金）
第8条　入札保証金の納付は免除するものとする。ただし、第 13 条の規定に基づく通知を受けた落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する金額を納付させるものとし、入札説明書にその旨を記載するものとする。

（入札書等の郵便入札方式）
第9 条　入札は 、指定の「入札書(見積書)（第6号様式）」に必要事項を記載し、入札内訳書（見積内訳書）を添付し、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

２　入札書（見積書）等の郵送方法等については、済生会福島総合病院《物品購入等》競争入札心得（以下「入札心得」という。）第８条の規定により行うものとする。

参加者が代理人をして入札しようとするときは、入札書（見積書）に「委任状（第７号様式）」を添付するものとする。

３　入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

（入札の無効）

第10条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　入札参加資格のない者の提出した入札

(2)　委任状を提出しない代理人のした入札

(3)　同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(4)　記名、押印を欠く入札

(5)　金額を訂正した入札

(6)　誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(7)　同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(8)　明らかに不正によると認められる入札

(9)　その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第11条　開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

２　開札は、公開とする。

３　開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

４　その他開札に関する取扱いは、入札心得第９条の規定により行うものとする。

（再度入札）

第12条　落札候補者が決定しない場合には、再度の入札を行うものとする。

２　再度入札の日時及び場所等は、別途通知するものとする。

３　再度入札は、入札書（見積書）を持参する立会入札により行うものとする。

４　再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

（落札者の決定）

第 13 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

２　落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

３　入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、社会福祉法人恩賜財団済生会経理規程第 68 条第 1 項第 6 号の規定により随意契約をすることができる。

附則

この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。